



都営住宅の申込みには

新しい米穀通機で
都営住宅のお申し込みには、必ず新しいお米の通機をご持参ください。
新米穀通機は、昨年十一月から、受け持ちの区役所出張所窓口でお渡ししていますので、お越しください。

世帯と人口	
12月1日現在	
人口	333,304
男	167,150
女	166,154
世帯数	137,008
(住民基本台帳による)	

発行 東京都豊島区役所 豊島区東池袋1-18-1 ☎(981)1111 編集 区民部区民課広報係

明日への希望を築く国民年金

『給付額』大幅に引きあげ



私たちはいつかは老人となります。またいつかお金の乏しさを味わうかもしれません。そこで個人と国とがいついかに備えていこうというのが国民年金です。

この国民年金は、物価や生活水準などが変わると年金の額をそれに見合った額に手直しすることが法律で定められています。最近の経済の移りかわりや生活程度の向上などから年金をもっと良くしようと、このたび大幅な改正が行われ、期待される年金に生れかわるうとしていきます。

ことしの7月から 各種年金がこんなに

☆高齢年金は：
四十年間かけ金を納めたときの年金額は、これまでの九万六千円が十五万三千六百円に引きあげられます。また昭和四十六年四月から始まる十年年金は、これまでの二万四千円が六万円と、とくに大幅な引きあげが行われます。

☆母子・準母子年金は：
いままでの年金額最低保障五万五千二百円が九万一千二百円に。なお二人目の子または孫・弟妹から一人につき四千八百円加算は、これまでと同じです。

☆障害年金は：
普通の障害について、これまでの年金

最低保障六万六千円が、九万六千円に。また重い障害については、年金額七万二千円が十二万円になり、毎月一万円を受けられることになりました。

☆遺児年金は：
最低保障年金額三万円が九万一千二百円に。なお二人目の子から一人につき四千八百円加算は、これまでと同じです。

高齢者の任意加入再開

1月1日から受付

明治三十九年四月二日から同四十四年四月一日までに生まれた方で、昭和四十六年当時、国民年金にはいらなかった方は、これまでに国民年金にはいれないことになっていましたが、このたびの改正で再びはいることができます。これに加入し五年間か金を納めると、年額三万円の老齢年金が受けられます。加入期限は六月三十日までで、かけ金は一月七千五百円です。

所得比例給付の新設

10月から

より高いかけ金を負担し、より高い年金を受けたい方のために、所得比例給付が設けられます。かけ金は、一般のほかにも月三百五十円です。年金額は、四十年納めて月七千二百円になります。これを一般の分月一万二千八百円と合わせると、毎月二万円の年金が受けられることとなります。

改正後のかけ金

7月から

年金額的大幅引き上げのためには、どうしてもそれ相当のかけ金が必要となります。

このため、つぎのようになり、いま三十四才まで二百五十円、三十五才以上三百円のかけ金が、ことしの七月から一律に四百五十円になります。

福祉年金も大幅に改善

7月1日から

◇老齢福祉年金 二万四千四百円が

児童手当制度「発足」

申請はお早めに

以上扶養しているご家庭の三番目からの児童については、児童一人につき、月額三千元

障害児手当

二十才未満の障害児で ①二歳以上の身体障害児 ②三歳以上の精神薄弱児 ③脳性麻痺ひきこもり等 ④進行性筋萎縮症

遺児手当

父または母が死亡、離婚したおよび働けないような重いけがをした。またこれらと同様な状態にある場合の義務教育終了前の児童。

一般手当

この制度は、児童の健全な育成と福祉を目的とした手当制度で、次の三種の手当があります。該当する児童がおいでになる方は、お早目に申請してください。

◇母子・準母子福祉年金 二万六千四百円が二万八千八百円に

◇母子・準母子福祉年金 二万六千四百円が二万八千八百円に

◇母子一人につき四千八百円加算されるのは、これまでと同じ

※：昨年十月から支給されます



児童福祉の増進に

特別区民税・都民税の第四期分

納期限は1月31日までお忘れなく

所得に対する支給制限の緩和
福祉年金は、本人の所得が年間二十八万円をこえると、支給が止められていたが、これが三十万円まで引きあげられました。また年金を受けている方の配偶者や扶養義務者の収入による支給制限額(例・扶養親族五人のときの制限額百五万五千円が百九万二千五百円)も大幅にゆるめられました。

このことについてくわしいことは、区国民年金課(内線31)までおたずねください。

支給制限

①保護者の特別区民税の所得割額が、年一万五千円以上(父と母の所得があるときは、その合算額が一万五千円以上)課せられていたときは、その年度中は支給されません。

支給期間と期日

手当の支給は、申請した月から資格がなくなる月まで、支払期日は、毎年三月、七月、十一月の三期に、それぞれ前月分までの分を支払います。

受付と問い合わせ先

区役所二階福祉課福祉係(内線31・32)まで。

